

地域の会 質問・意見書

日付：2020年9月16日

氏名：宮崎孝司

東京電力へ質問

1. 「柏崎平野周辺の地形・地質の成り立ち」の研究論文の公表はいつですか。

東京電力は、2019年11月から20年3月まで「柏崎平野周辺の地形・地質の成り立ち」を調査・研究して論文として発表すると昨年10月、当時の設楽所長が発表しています。調査・研究が終了してから、半年たちました。

新潟産業大学周辺では、ボーリング調査をして、古安田層と安田層間に見られるであろう不整合箇所を明示していただけるものと期待していますので、論文公表の日程を教えてください。

2. ケーブル洞道の近傍の地層について

(1) ケーブル洞道の近傍の断層とは、F5のことですか。

東電は敷地内断層が23本あると発表しています。1, 2号機には、 α 、 β 、3号機には3V系5本、4号機にはF5断層が、いずれも建屋やタービン建屋直下にある(*1)が、断層で動くことがない(*2)としてきました。

(*1 報告集：平成24年8月10日柏崎刈羽原子力発電所 敷地内の地質・地質構造について。P32 図：敷地内断層・・・4号機タービン建屋直下にF5有り并表示)

(*2 報告集：平成27年3月17日柏崎刈羽原子力発電所の追加地質調査状況について。P18：敷地内断層の活動性・荒浜側立坑調査（F5断層）・・・図：F5断層は西山層で止まり、その上層の古安田層には続いていない。説明文：断層は少なくとも古安田層堆積以降、活動していないものと評価)

一方、19年1月28日に出した報告書「荒浜側洞道内ケーブル火災の原因と対策について」のp3、3-1-1の文中に「2016年に**ケーブル洞道近傍の断層**のずれに伴いケーブル洞道が変位し、・・・」とあります。洞道近傍の断層を認めています。同報告書P12の図5-1 ケーブル洞道概略図から洞道火災位置は4号機の南となっています。断層F5とケーブル洞道が交差すると推察されます。(*3)

(*3 報告集：平成27年3月17日柏崎刈羽原子力発電所の追加地質調査状況について。P2 追加調査の概要（敷地内）の図中に4号機南側にF5立坑の位置が示されている。）

以上の考察から、**ケーブル洞道近傍の断層**はF5であると思いますがよろしいでしょうか。

(2) ケーブル洞道近傍の断層がF5であると回答された場合の質問です。

報告書「荒浜側洞道内ケーブル火災の原因と対策」では、「断層のずれに伴いケーブル洞道が変位し、・・・損傷する恐れがあるため」と断層が動くことを想定をしています。これまで東電は、23本ある断層は動かないと評価してきました。ケーブ

ルの余長工事をしていますから、今後断層が動くことがあると評価を変えたを受け止めますがよろしいでしょうか。

また、動くと評価を変えた理由は何ですか。

(3) ケーブル洞道近傍の断層がF 5ではないと回答された場合の質問です。

ケーブル洞道近傍には、動かないF5断層とは異なる「動く可能性のある断層がある」すなわち、原発敷地内に「活断層」があると認められたのでしょうか。

以上

地域の会 質問・意見書

日付：2020年9月16日

氏名：宮崎孝司

新潟県に質問

1. 県は平成31年3月に「新潟県原子力災害広域避難計画」を策定しています。「住民避難等防護対策の対応に必要な具体的なマニュアル等の整備を行い」策定したとありますが、「冬季間」の避難マニュアルはどこに示されていますか。
2. 同じく「新潟県原子力災害広域避難計画」に、新型コロナウイルス感染防止を考慮した避難マニュアルはどこに示されていますか。
3. 「冬季間」の避難マニュアルも新型コロナウイルス感染防止を考慮した避難マニュアルも私が見る限りありません。県はここにあるといっても、避難する住民・県民に分かるものになっていません。「冬季間」の避難、新型コロナウイルス感染防止を考慮した避難マニュアルを「県原子力災害広域避難計画」に追加しますか。
4. 「冬季間」の避難、新型コロナウイルス感染防止を考慮した避難の方法や注意を県民に知らせずに「冬季避難訓練」を2020年度に行うのですか。
5. (1) 今度行われる冬季避難訓練で「避難しないほうが良い場合」の訓練を行いますか。

複合災害時の対応について、県避難計画に「避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示する」とあり、その「屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難を指示する」とあります。この循環論法がよく分かりません。「市町村とともに検討する。」とありますが、冬季の避難訓練で「避難しないほうが良い場合」についてイメージできるように実施してほしいと思います。今度行われる冬季避難訓練で「避難しないほうが良い場合」の訓練を行いますか。

(2) 個人的に「避難しないほうが良い」と判断した場合、続いてどのような行動をとったら良いのでしょうか。

昨年(2019年)1月、柏崎市長自ら夜の雪道を走り、避難路を点検しています。市長は、夜の雪道を走破し冬季でも避難できるかどうか確認したものです。走行途中で危険を察知し「避難するのは非現実的だ。自宅待機していたほうが良い。」というものでした。

避難指示は放射能プルームがやって来る前に移動しますが、冬季には豪雪や吹雪、極寒だったりしたら、家から出られません。自家用車で移動できる雪で屋外に出たとしてもゆく先々の様子によっては引き返すこともあります。雪崩、未除雪、倒木等々により進めなくなることが考えられます。避難指示が出ていても個人的に「避難しないほうが良い」と判断して、避難所に行かない人が出ます。その場合、自宅で放射能プルーム覚悟で屋内退避するのでしょうか、または、指定された「コンクリート建屋」を探して避難するのでしょうか。「避難しないほうが良い」と判断した場合、続く行動をどのようにするのか教えてください。

(3) 「避難しないほうが良い」と個人的判断した人は避難者として扱われますか。

「避難しないほうが良い」と個人的判断した人はで自宅に待機したり、「コンクリート建屋」に避難したりすると思いますが、災害対策本部が把握していなので、救援物資など届かなと思います。避難者として扱われるのでしょうか。

以上